函館市空家等除却支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，函館市空家等対策計画に基づき実施する，空家の除却に要する費用の一部を補助することにより，市民の安全で安心な生活環境の形成を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義については，それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 空家　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する空家等であって，概ね１年以上居住その他の使用実績がない住宅（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）をいう。

(2) 特定空家　法第２条第２項に規定する特定空家等であって，函館市特定空家等判定基準に規定する「住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）」に基づき判定される評点の合計が５０点以上で，かつ，周辺への影響の緊急度が高いと判定された一戸建てまたは長屋建て（全住戸が利用されていないものに限る。）の住宅（木造または鉄骨造に限る。）およびその敷地に定着するものをいう。ただし，第７条に規定する申請者等が判定を誤らせる目的で破壊した場合を除く。

(3) 補助対象地区　別表および別図に掲げる町の区域をいう。

(4) 補助事業　本補助金の交付の対象となる事業をいう。

(5) 補助対象空家　補助事業の対象となる特定空家であって，所有者等が法人でないもので，かつ，法第２２条第３項に規定する命令を受けていないものをいう。

(6) 所有者等　補助対象空家の所有者（登記簿において所有権に関する登記名義人として記載されている者をいう。）またはその相続人をいう。

(7) 暴力団員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助事業の対象は，補助対象地区内に存する補助対象空家の除却工事（以下「補助対象工事」という。）で，補助対象空家の全部（長屋建ての住宅にあっては同一棟全ての住戸）を除却し，その敷地を更地にする工事とする。

２　補助対象工事について，国，地方公共団体等の他の制度による補助，助成および公共事業等の補償を受けておらず，受ける予定がないものでなければならない。

３　補助対象工事は，市内に主たる営業所を有している事業者であって，建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に基づく建設業の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項に基づく，解体工事業の登録を受けた者が請け負って行うものでなければならない。

４　補助対象工事は，申請年度の１月末日までに完了しなければならない。

（補助対象者）

第４条　補助対象者は，市税の滞納をしておらず，暴力団員でない者で，かつ，法人でない者であって，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象空家の所有者等

(2) 補助対象空家を複数人で共有している場合および登記簿において所有権以外の権利が設定されている場合は，補助対象空家の除却について，他の権利者全員の同意を得ている所有者等

(3) その他市長が特に認める者

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は，予算の範囲内において，補助対象工事に要する費用（消費税等相当額を含む。家財等の処分費用を除く。店舗等の他の用途を兼ねる住宅の場合は，住宅部分に係る費用に限る。以下同じ。）に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）であって，３０万円を上限とする。

（事前調査）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者は，建築物調査申込書（様式第１号）を市長に提出し，特定空家の判定を受けなければならない。

２　市長は，前項の規定による申込書の提出があったときは，当該申込書に記載された建築物の現地調査を行い特定空家に該当するかどうかを判定し，特定空家判定結果通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（補助対象者に限る。以下「申請者」という。）は，補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 実施計画書（様式第４号）

(2) 市税の納税証明書

(3) 住民票の写し

(4) 補助対象空家の登記事項証明書

(5) 補助対象空家の付近見取図および２面以上の全景写真

(6) 各階平面図および工事内容を記載した図面

(7) 第３条第３項に規定する事業者であることを証する書類

(8) 補助対象工事の見積書の写し

(9) 特定空家判定結果通知書の写し

(10) 同意書（様式第１３号）

(11) 相続人であることを証する書類

(12) 補助金の振込先

(13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類の内容を審査し，補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　前項の審査の結果，補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第５号）により，交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第６号）により，それぞれ通知するものとする。

３　市長は，補助金を交付すると決定する場合において，必要があると認めるときは，補助金の交付について条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

（補助対象工事の着手）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，前条第２項の規定による補助金交付決定通知を受けた日以降に，補助対象工事に係る請負契約を締結し，着手しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条　申請者または交付決定者は，補助金の交付申請を取下げるときは，補助金交付申請取下げ届（様式第７号）により，市長に届け出なければならない。この場合，交付決定者にあっては，第８条第２項に規定する補助金交付決定通知書を添付しなければならない。

２　交付決定者から前項の規定により届け出があったときは，補助金の決定は，なかったものとみなす。

（変更申請）

第11条　交付決定者は，補助対象工事に係る工事の内容または補助金の額を変更しようとするときは，工事内容等変更申請書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし，当該申請において，補助金の増額はできないものとする。

(1) 変更後の実施計画書（様式第４号）

(2) 変更しようとする第７条第３号から第８号に規定する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（変更承認）

第12条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類の内容を審査し，補助金の交付決定額の変更を承認する者に対しては変更承認・補助金交付決定変更通知書（様式第９号）により，補助金の交付決定額に変更がない者に対しては変更承認通知書（様式第１０号)により，それぞれ通知するものとする。

２　市長は，前項の規定による承認をする場合において，必要があると認めるときは，条件を付して通知することができる。

（実績報告）

第13条　交付決定者は，補助対象工事が完了した日から３０日以内に実績報告書（様式第１１号）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし，特別な事情により３０日以内に報告することが困難である場合は，この限りでない。

(1) 補助対象工事に係る請負契約書の写しおよびその支払いを確認することのできる書類

(2) 工事写真（施工前および施工後）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，当該報告に係る書類の内容を審査し，必要に応じて完了検査を行い，当該報告の内容が補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めたときは，速やかに交付すべき補助金の額を確定し，補助金交付額確定通知書（様式第１２号）により交付決定者に通知するものとする。

２　市長は，前項の審査の結果，補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは，必要な是正措置を命じ，是正の措置がなされたことを確認した後，前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。

（補助金の交付）

第15条　市長は，前条の規定による補助金の額の確定後，交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。ただし，市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは，概算払をすることができる。

（交付決定の取消し）

第16条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定を取消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定およびこれに付した条件または第１４条第２項に規定する措置命令その他この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 交付決定者が暴力団員であることが判明したとき。

(4) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第17条　市長は，補助金の交付の決定を取消した場合において，既に補助金が交付されているときは，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第18条　市長は，第１４条第２項による命令または第１６条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは，交付決定者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，函館市補助金等交付規則（昭和６２年規則第４３号）に定めるところによる。

第20条　市長は，この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附　則

この要綱は，平成２８年４月１３日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年１２月１３日から施行する。

別表　補助対象地区（第２条関係）

(1)　西部地区
入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町，東川町，豊川町，大手町，栄町，旭町，東雲町，大森町，松風町および若松町の区域
(2)　中央部地区
千歳町，新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町，宮前町，中島町，千代台町，堀川町，高盛町，宇賀浦町，日乃出町，的場町，時任町，杉並町，本町，梁川町，五稜郭町，柳町，松陰町，人見町，金堀町，乃木町および柏木町の区域
(3)　東央部地区の一部
川原町，深堀町，駒場町，広野町，湯浜町，湯川町１丁目および花園町の区域，ならびに湯川町２丁目，湯川町３丁目，日吉町３丁目および根崎町の一部区域
(4)　北東部地区の一部
富岡町１丁目，富岡町２丁目，富岡町３丁目，中道１丁目，中道２丁目，本通１丁目，本通２丁目，本通３丁目，本通４丁目，鍛治１丁目，鍛治２丁目，美原１丁目，昭和１丁目，昭和２丁目，昭和３丁目，昭和４丁目および亀田本町の区域
(5)　北部地区の一部
浅野町，吉川町，北浜町，港町１丁目，港町２丁目，港町３丁目，追分町，昭和町および亀田港町の区域，ならびに桔梗町および西桔梗町の一部区域

別図　補助対象地区（第２条関係）

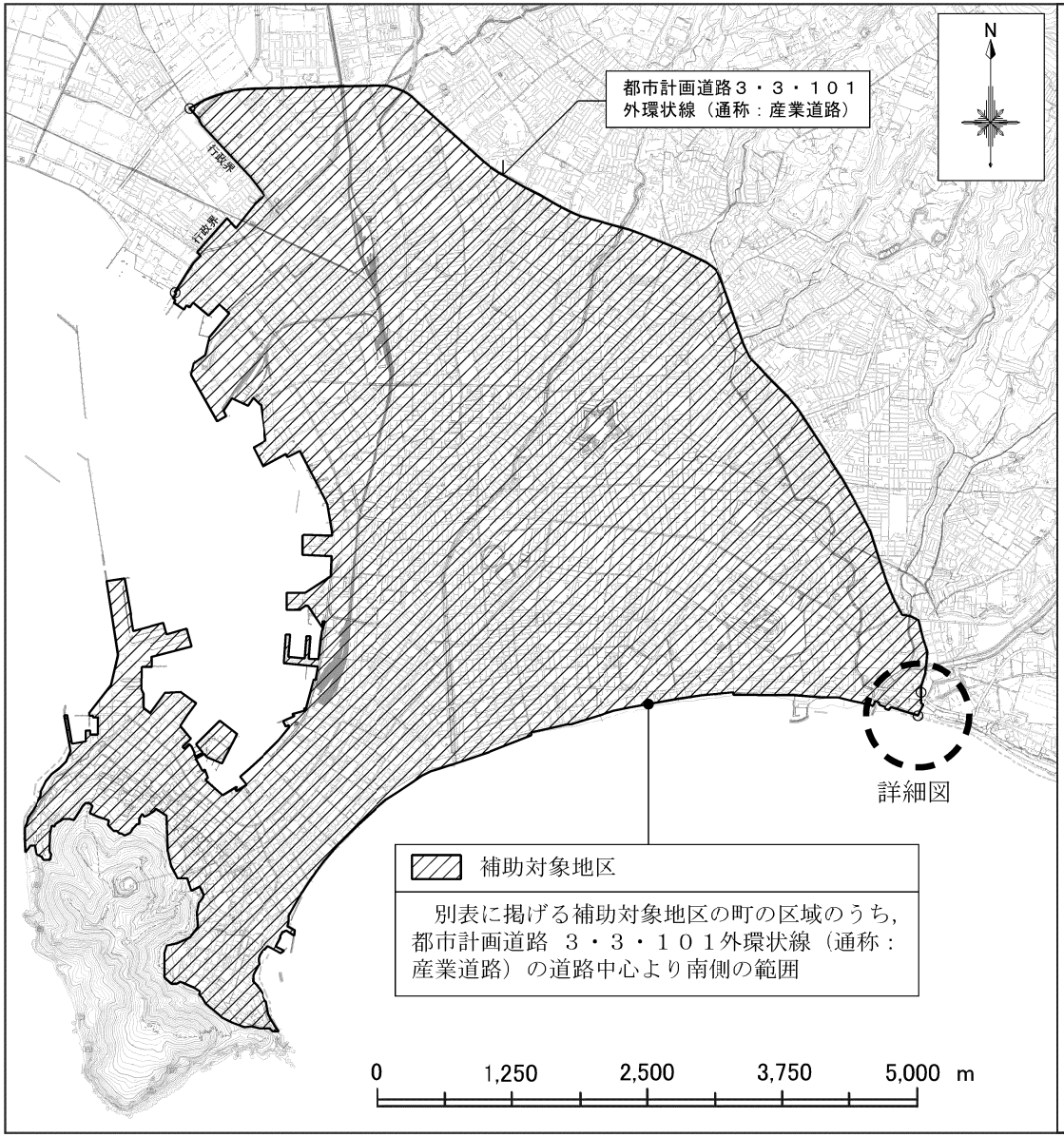
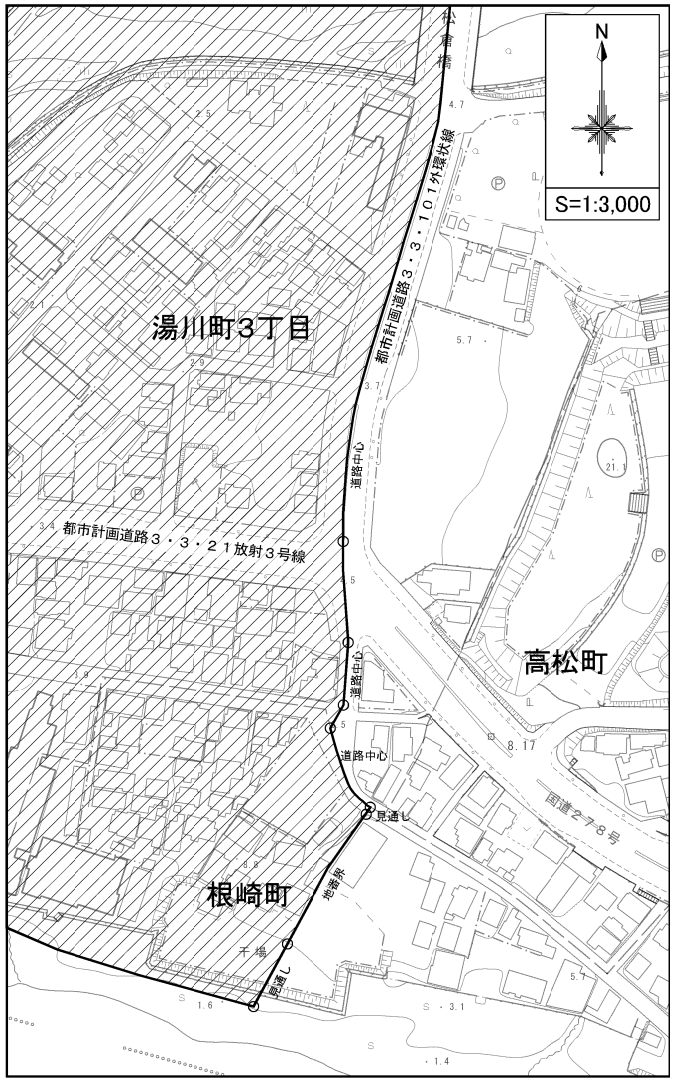
詳細図